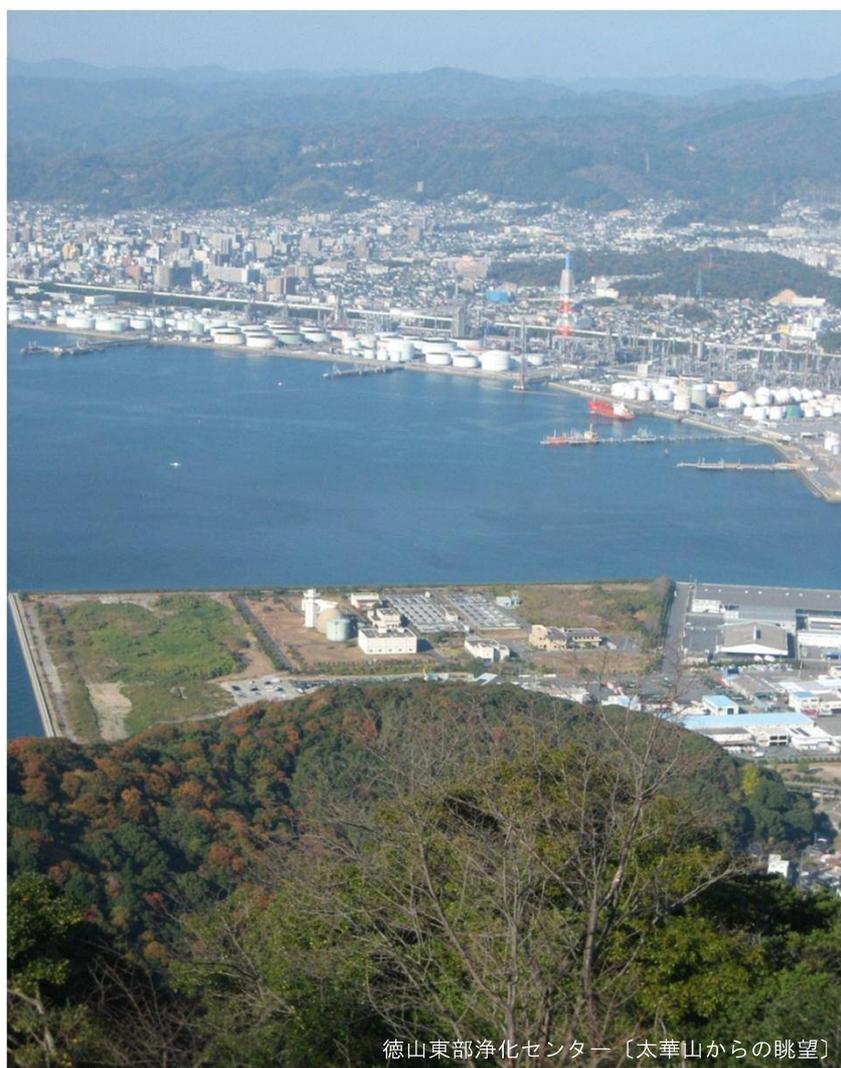


# 周南市の下水道

2016年(平成28年)



周南市上下水道局

# 目 次

1. 周南市の下水道	1
2. 公共下水道のあゆみ	2
3. 公共下水道事業の概要	3
【1】 全体計画の概要	
【2】 事業計画の概要	
※ 周南市下水道計画図	4
4. 浄化センターの概要	
資料 - 1	5
資料 - 2	6
5. ポンプ場の概要	7
【1】 汚水ポンプ場	
【2】 雨水ポンプ場	
6. 公共下水道建設事業実績	8
7. 公共下水道の整備状況	9
8. 集落排水施設の概要	10
9. 汚水処理人口普及率（平成27年度末）	11
10. 下水道使用料	12
11. 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度	13
12. 下水道事業の財政状況	14
13. 周南市上下水道局の組織	16

## 1 周南市の下水道

下水道の役割は、生活環境の改善や浸水の防除等による都市の健全な発達と公衆衛生の向上、並びに公共用水域の水質保全を図ることにあります。

特に近年、地球環境の保全が国際的な共通課題として取り上げられており、下水道は環境保全の一翼を担う施設として注目されているところです。

周南市では、汚水処理整備の普及促進事業として、公共下水道3処理区、特定環境保全公共下水道2処理区、流域関連公共下水道1処理区で整備を進め、平成27年度末の処理区域人口は約127,000人で、普及率は86.3%となっています。

また、農業集落排水施設4地区、漁業集落排水施設1地区の整備も完了しており、合併浄化槽による整備人口を加えた汚水処理人口普及率は95.5%となっています。

周南市の下水道事業は、「建設の時代」から「維持管理の時代」へと移行しており、供用開始から49年以上が経過した徳山中央浄化センターを始め、老朽化が進む施設の改築・更新が大きな課題となっているところです。

平成23年4月より、計画的で効率的な事業運営と、経営の透明性の向上が必要不可欠であることなどから、地方公営企業法を適用するとともに、水道局と組織統合し、上下水道局として事業運営にあたっています。



## 2 公共下水道のあゆみ

昭和21年	10月	---	本市最初の下水道事業国庫補助を受け御幸通から事業を開始
昭和23年	10月	30日	徳山市公共下水道事業認可
昭和41年	10月	1日	徳山中央浄化センター供用開始(中央処理区)
昭和48年	5月	2日	新南陽市公共下水道事業認可
昭和49年	11月	1日	江口ポンプ場供用開始(合流系統)
昭和54年	12月	1日	新南陽浄化センター供用開始(新南陽処理区)
昭和55年	4月	1日	野村開作排水ポンプ場供用開始(富田南部第1排水区)
昭和56年	1月	21日	熊毛町流域関連公共下水道事業認可
昭和57年	4月	1日	古開作汚水中継ポンプ場供用開始
昭和60年	10月	1日	江口ポンプ場供用開始(分流系統)
昭和60年	12月	1日	福川汚水中継ポンプ場供用開始
昭和63年	4月	1日	熊毛町流域関連公共下水道供用開始(周南処理区)
平成元年	1月	13日	徳山市特定環境保全公共下水道事業認可(湯野地区)
平成 2年	4月	1日	徳山東部浄化センター供用開始(東部処理区)
平成 5年	11月	11日	新南陽市特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	2月	16日	鹿野町特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	10月	1日	福川雨水ポンプ場供用開始(福川西部第1排水区)
平成 8年	9月	1日	新南陽北部浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成11年	10月	26日	鹿野浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成18年	2月	20日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成18年	3月	17日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成19年	7月	9日	新地雨水ポンプ場建設着手(福川西部第2排水区)
平成22年	9月	27日	徳山中央浄化センター再構築事業着手
平成22年	10月	1日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	24日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	31日	新地雨水ポンプ場供用開始(福川西部第2排水区)
平成24年	3月	14日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成26年	3月	28日	周南市公共下水道事業計画変更
平成28年	3月	10日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
平成28年	3月	29日	周南市公共下水道事業計画変更

### 3 公共下水道事業の概要

#### 【1】全体計画の概要

	周南市計	公共下水道						流域関連	
		徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南	
目標年度		平成42年度						平成40年度	
行政人口(人)		123,900						129,500	
計画処理面積(ha)	3,917	634.2	1,287.5	1,225.4	39.5	110.6	3,297	619.7	
計画処理人口(人)	112,600	26,700	39,500	32,300	800	1,800	101,100	11,500	
計画日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)	計画区域	67,121	23,100	20,700	17,000	620	1,000	62,420	4,701
	流入区域	1,280	—	1,280	—	—	—	1,280	—
	計	68,401	23,100	21,980	17,000	620	1,000	63,700	4,701
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	67,340	19,400	22,700	22,400	840	2,000	67,340	—	
汚水ポンプ場	3	1		2			3		
雨水ポンプ場	5			5			5		

※公共下水道:H28.3.29付, 流域関連公共下水道:H28.3.10付

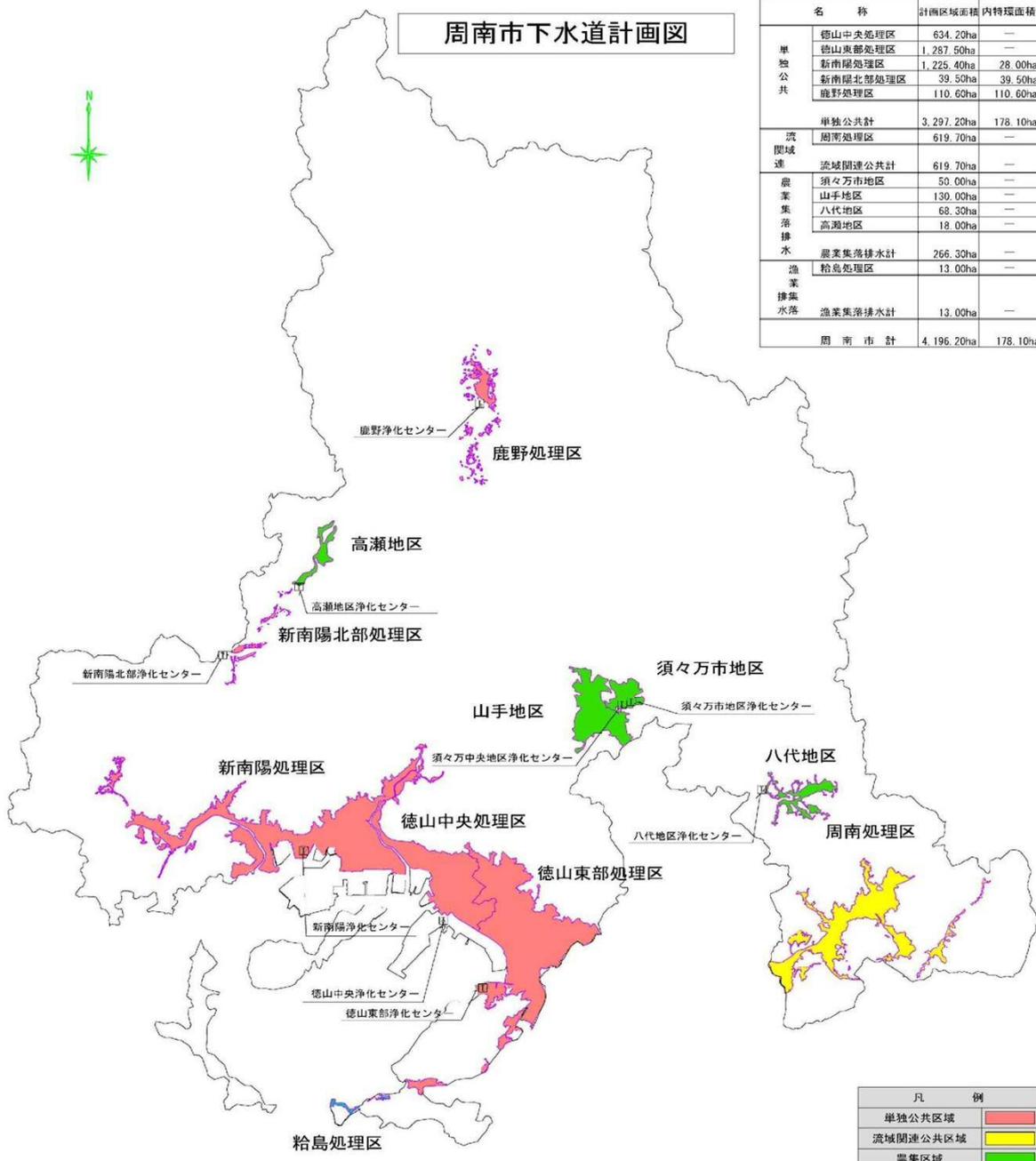
※徳山中央分流分は、新南陽処理区に流入する。

#### 【2】事業計画の概要

	周南市計	公共下水道						流域関連	
		徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南	
目標年度		平成34年度							
行政人口(人)		139,800							
計画処理面積(ha)	3,917	634.2	1,287.5	1,225.4	39.5	110.6	3,297	619.7	
計画処理人口(人)	121,080	28,700	42,700	34,600	800	2,000	108,800	12,280	
計画日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)	計画区域	70,754	24,100	22,100	18,100	340	1,110	65,750	5,004
	流入区域	1,280	—	1,280	—	—	—	1,280	—
	計	72,034	24,100	23,380	18,100	340	1,110	67,030	5,004
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	102,765	42,000	25,600	32,700	465	2,000	102,765	—	
処理場敷地面積(ha)	23.40	2.53	14.01	5.70	0.34	0.82	23.40	—	
汚水ポンプ場	3	1		2			3		
雨水ポンプ場	5			5			5		

※公共下水道:H28.3.29付, 流域関連公共下水道:H28.3.10付

# 周南市下水道計画図



名称	計画区域面積	内特環面積	
単独公共	徳山中央処理区	634.20ha	—
	徳山東部処理区	1,287.50ha	—
	新南陽処理区	1,225.40ha	78.00ha
	新南陽北部処理区	39.50ha	39.50ha
	鹿野処理区	110.60ha	110.60ha
単独公共計	3,297.20ha	178.10ha	
流域	周南処理区	619.70ha	—
	流域関連公共計	619.70ha	—
農業集落排水	須々万市地区	50.00ha	—
	山手地区	130.00ha	—
	八代地区	68.30ha	—
	高瀬地区	18.00ha	—
	農業集落排水計	266.30ha	—
漁業集落水	給島処理区	13.00ha	—
	漁業集落排水計	13.00ha	—
周南市計	4,196.20ha	178.10ha	

凡	例
単独公共区域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red;"></span>
流域関連公共区域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow;"></span>
農業区域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:green;"></span>
漁業区域	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:blue;"></span>

記号	名称
	下水道計画区域
	処理区界
	処理分区界
	行政区域界
	終末処理場

#### 4 浄化センターの概要

資料 - 1

浄化センター名	施設概要			
徳山中央 浄化センター	 <p style="text-align: center;">水処理施設</p>	事業着手年度	昭和37年度	
		供用開始年月日	昭和41年10月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	25,300	
		処理方式	標準活性汚泥法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	19,400
			事業計画	42,000
現 有	42,000			
徳山東部 浄化センター	 <p style="text-align: center;">卵型消化槽</p>	事業着手年度	昭和58年度	
		供用開始年月日	平成2年4月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	140,100	
		処理方式	標準活性汚泥法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	22,700
			事業計画	25,600
現 有	19,200			
新南陽 浄化センター	 <p style="text-align: center;">管理本館</p>	事業着手年度	昭和49年度	
		供用開始年月日	昭和54年12月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	57,000	
		処理方式	標準活性汚泥法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	22,400
			事業計画	32,700
現 有	32,700			

浄化センター名	施設概要			
新南陽北部 浄化センター	 <p data-bbox="512 824 644 853">水処理施設</p>	事業着手年度	平成5年度	
		供用開始年月日	平成8年9月1日	
		敷地面積 (m <sup>2</sup> )	3,420	
		処理方式	オキシデーション ディッチ法	
		処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	全体計画	840
			事業計画	465
現 有	465			
鹿野浄化 センター	 <p data-bbox="512 1346 644 1375">水処理施設</p>	事業着手年度	平成7年度	
		供用開始年月日	平成11年10月26日	
		敷地面積 (m <sup>2</sup> )	8,200	
		処理方式	オキシデーション ディッチ法	
		処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	全体計画	2,000
			事業計画	2,000
現 有	2,000			

## 5 ポンプ場の概要



### 【1】 汚水ポンプ場

		江口P		古開作	福川
		合流	分流	汚水中継P	汚水中継P
事業着手年度	-	S43	S57	S54	S57
供用開始	-	S49.11.1	S60.10.1	S57.4.1	S60.12.1
敷地面積(m <sup>2</sup> )	-	2,100		780	1,050
計画処理人口(人)	全体計画	960	7,300	-	-
	事業計画	1,040	7,800	-	-
計画処理面積(ha)	-	18.7	257.0	538.8	425.4
時間最大汚水量(m <sup>3</sup> /分)	全体計画	0.80	3.40	19.24	9.10
	事業計画	0.84	3.54	19.79	9.44
計画流入水量(m <sup>3</sup> /分)	-	1	5	20	9

### 【2】 雨水ポンプ場

	福川	中開作	富田中央	新地	野村開作
	雨水P	雨水P	雨水P	雨水P	排水P
事業着手年度	H6	-	-	H19	S52
供用開始	H7.10.1	-	-	H23.3.31	S55.4.1
敷地面積(m <sup>2</sup> )	2,400	3,500	5,180	2,580	7,500
計画排水面積(ha)	40.6	73.8	175.0	35.2	237.6
計画流入水量(m <sup>3</sup> /分)	474	734	1,469	347	1,640

## 6 公共下水道建設事業実績

年 度	整備状況 (上段( ):年度整備量)			建設事業費投資額 (千円)				
	処理面積(ha)	処理人口(人)	普及率(%)	区 分	汚水管渠	雨水管渠	処理場	合計
平成20年度まで	2,982	128,402	84.3	補助事業費	38,107,454	7,058,734	35,768,401	80,934,589
				総事業費	62,678,680	7,844,333	38,851,485	109,374,498
平成21年度	( 5)	( -51)	( 0.2)	補助事業費	409,600	482,000	347,800	1,239,400
	2,987	128,351	84.5	総事業費	495,377	488,216	457,159	1,440,752
平成22年度	( 3)	( -211)	( 0.3)	補助事業費	410,217	587,863	297,510	1,295,590
	2,992	128,140	84.8	総事業費	481,714	639,448	430,640	1,551,802
平成23年度	( 11)	( -370)	( 0.3)	補助事業費	372,464	140,226	1,183,610	1,696,300
	3,003	127,770	85.1	総事業費	450,775	189,699	1,503,731	2,144,205
平成24年度	( 6)	( 737)	( 0.4)	補助事業費	602,020	359,438	679,070	1,640,528
	3,009	128,507	85.5	総事業費	676,481	392,524	893,166	1,962,171
平成25年度	( 10)	( -938)	( 0.2)	補助事業費	590,933	478,190	804,044	1,873,167
	3,019	127,569	85.7	総事業費	665,354	524,876	982,979	2,173,209
平成26年度	( 4)	( 412)	( 0.9)	補助事業費	221,232	337,658	228,726	787,616
	3,023	127,981	86.6	総事業費	318,530	391,943	312,534	1,023,007
平成27年度	( 10)	( -1,104)	( -0.3)	補助事業費	251,742	180,866	320,392	753,000
	3,033	126,877	86.3	総事業費	391,611	233,137	416,598	1,041,346
平成27年度まで	—	—	—	補助事業費	40,965,662	9,624,975	39,629,553	90,220,190
				総事業費	66,158,522	10,704,176	43,848,292	120,710,990

※ 補助事業費は国の内示ベースによる。(決算額とは異なる。)

汚水管渠 : 合流管、汚水ポンプ場を含む

雨水管渠 : 雨水ポンプ場を含む

## 7 公共下水道の整備状況

平成28年3月31日現在

	行政区域 面積 (ha)	行政区域 人口 A (人)	事業計画 面積 (ha)	管渠延長 (m)	処理区域 面積 (ha)	処理区域内 人口 B (人)	処理区域内 戸数 (戸)	水洗化人口 C (人)	水洗化戸数 (戸)	下水道 普及率 B/A (%)	水洗化率 C/B (%)
徳山	34,010	96,899	2,272	468,923	1,617	82,498	38,939	77,520	36,662	85.1	94.0
新南陽	6,426	30,838	915	175,068	849	29,234	12,984	28,394	12,603	94.8	97.1
熊毛	7,050	15,933	620	100,317	473	12,923	5,385	11,622	4,662	81.1	89.9
鹿野	18,146	3,340	111	36,597	94	2,222	1,100	1,914	953	66.5	86.1

周南市	65,632	147,010	3,917	780,905	3,033	126,877	58,408	119,450	54,880	86.3	94.1
-----	--------	---------	-------	---------	-------	---------	--------	---------	--------	------	------

## 8 集落排水施設の概要

		農業集落排水施設				漁業集落排水施設	
		須々万市地区	山手地区	高瀬地区	八代地区	給島	
事業開始年度		昭和59年度	平成7年度	平成8年度	平成14年度	平成5年度	
完了年度		平成3年度	平成12年度	平成14年度	平成19年度	平成9年度	
供用開始年月日		昭和63年10月25日	平成12年4月1日	平成12年7月1日	平成18年4月1日	平成10年4月1日	
計画面積(ha)		50	130	18	68.3	13	
管渠延長(m)		10,576	34,973	6,968	20,392	5,567	
ポンプ数(箇所)		19		8	6	5	
処理場面積(m <sup>2</sup> )		2,217	5,213	1,170	1,700	東部浄化センターへ接続	
計画日平均汚水量(m <sup>3</sup> /日)		486	1,229	122	297	370	
計画人口(人)	定住人口	1,144	3,523	254	824	550	
	流入人口	576	1,257	195	274	110	
総投資額(千円)		877,000	3,727,593	693,775	1,260,489	535,000	
平成 27年度末	処理区域内	戸数(戸)	405	1,501	93	275	175
		人口(人)	882	3,504	191	572	334
	水洗化	戸数(戸)	387	1,436	84	214	132
		人口(人)	843	3,353	173	442	251
	水洗化率(%)		95.6	95.7	90.6	77.3	75.1

※計画人口は、事業採択時の目標人口を表わす。

## 9 污水处理人口普及率(平成27年度末)

		公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合併浄化槽	合計
徳山地域	計画区域内人口(人)	84,447	671	4,386	334	7,061	96,899
	処理人口(人)	81,848	650	4,386	334	5,159	92,377
	普及率(%)	96.9%	96.9%	100.0%	100.0%	73.1%	95.3%
新南陽地域	計画区域内人口(人)	29,362	796	191		489	30,838
	処理人口(人)	28,442	792	191		377	29,802
	普及率(%)	96.9%	99.5%	100.0%		77.1%	96.6%
熊毛地域	計画区域内人口(人)	13,538		572		1,823	15,933
	処理人口(人)	12,923		572		1,481	14,976
	普及率(%)	95.5%		100.0%		81.2%	94.0%
鹿野地域	計画区域内人口(人)		2,270			1,070	3,340
	処理人口(人)		2,222			1,043	3,265
	普及率(%)		97.9%			97.5%	97.8%
合計	計画区域内人口(人)	127,347	3,737	5,149	334	10,443	147,010
	処理人口(人)	123,213	3,664	5,149	334	8,060	140,420
	普及率(%)	96.8%	98.0%	100.0%	100.0%	77.2%	95.5%

## 10 下水道使用料

下水道料金の算定根拠となる使用水量は、市の条例により算定されます。

1 か月あたりの「基本料金」と使用水量により増減する「従量料金単価」は次表のとおりです。

下水道使用料金単価表

区分	基本料金と従量料金(1か月あたり：消費税込)			
	基本料金		従量料金単位(1m <sup>3</sup> につき)	
一般汚水	1,326.24 円		10 m <sup>3</sup> まで	17.28 円
			10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	171.72 円
			20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	193.32 円
			30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	203.04 円
			50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	210.60 円
			100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	216.00 円
			200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	220.32 円
			500 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	225.72 円
			1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	231.12 円
公衆浴場等	100 m <sup>3</sup> まで	10,260.00円	100 m <sup>3</sup> を超えるもの	64.80 円
備考	<一般汚水の基本料金の日割算定> 使用算定期間の中途において、下水道等の使用を「新規開始または再開始」、 或いは「休止または廃止」したときの基本料金額は次のとおりです。 (1) 使用日数が15日以内のときは2分の1の額とする。 (2) 使用日数が15日を超えるときに全額とする。			

1. 上水道のみを使用の場合  
水道を使用した量をそのまま下水道の使用水量とみなします。
2. 井戸水等のみを使用の場合  
1人あたり6m<sup>3</sup>/月として認定します。
3. 上水道と井戸水等を併用の場合  
水道の使用水量と井戸水等の認定水量を合計したものを使用水量とみなします。  
なお、井戸水等の認定は1人あたり3m<sup>3</sup>/月として認定します。
4. 2、3により難しい場合及び営業用として井戸水等を使用の場合  
使用状況が固定的な場合は、使用水量をみなし認定します。なお、不特定多数の方が使用する店舗や事業所などの場合は、量水器を市が設置し井戸水の使用水量を測定し、それを下水道の使用水量とみなします。
5. 水道水等の使用水量のうち、著しい量が下水道に排除されない場合  
下水道に排出されない水量があり、使用側で、量水器(メーター)を設置するなどそれを確実に計測することが出来る場合は、所定手続きにより使用水量から減量できます。

## 11 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

周南市の下水道処理区域内においては、水洗化の普及促進、公衆衛生の向上のため、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給を上下水道局が行う制度があります。

### ■ 対象となる工事

周南市の下水道処理区域内の建物について、くみ取り便所を水洗トイレに改造する、または、浄化槽を廃止して下水道に直結するための工事。

### ■ 制度利用の条件

1. 建物の所有者または使用者であること。（法人は除く）  
※ 使用者である場合は、工事をするについて建物の所有者の同意が必要です。
2. 市税等の滞納がないこと。
3. 改造資金を一時に負担することが困難であること。
4. 融資を受けた改造資金の償還に十分な能力があること。
5. 弁済能力のある確実な連帯保証人があること。  
※ 連帯保証人は、申請者本人と別世帯で市内に居住し、独立の生計を営んでいることを要します。
6. 処理開始の公示の日から3年以内であること。

### ■ 融資あっせん額

改造工事1件につき5万円以上60万円以内で1万円単位。公共下水道区域での融資あっせん限度額は300万円。

※ 改造工事1件とは、大・小便器1組または大小兼用便器1個のことです。

### ■ 融資手続き

ご本人と制度で定める指定金融機関の融資契約となります。

### ■ 償還方法

融資を受けた月の翌月から36ヶ月以内の元金均等月賦償還。

### ■ 利子補給

融資額の完済後、融資を受けた方が指定する口座に振り込みます。

融資あっせん1件につき、融資45万円にかかった利息額を上限として補助するものです。

## 12 下水道事業の財政状況

### ◆収益的収支

(単位:円 税抜)

科 目	27年度決算額
下水道事業収益	5,235,643,788
下水道使用料	2,257,664,913
他会計負担金	1,664,108,149
他会計補助金	103,983,296
長期前受金戻入	1,120,671,757
その他	89,215,673
下水道事業費用	4,994,195,498
人件費	312,751,432
動力費	158,994,540
薬品費	35,479,120
修繕費	182,042,403
委託料	587,450,653
減価償却費	2,775,393,834
支払利息	596,777,474
その他	345,306,042
当年度純利益	241,448,290

### ◆使用料単価・汚水処理原価

(単位:円/m<sup>3</sup>)

区分	27年度
使用料単価	165.93
汚水処理原価	158.54
維持管理費	96.26
減価償却費等	62.28

### ◆資本的収支

(単位:円 税込)

科 目	27年度決算額
下水道事業資本的収入	2,294,940,947
企業債	794,900,000
他会計出資金	943,604,925
国庫補助金	521,971,878
県補助金	762,000
受益者負担金等	20,094,624
その他	13,607,520
下水道事業資本的支出	4,044,308,466
公共下水道建設費	1,112,102,710
特定環境保全下水道建設費	45,477,505
流域下水道建設費	9,580,871
農業集落排水建設費	306,595,573
企業債償還金	2,567,058,587
その他	3,493,220
損益勘定留保資金等補てん財源※	1,799,026,059

※資本的収入(翌年度へ繰り越される支出の財源として充当する額 49,658,540円を除く。)が資本的支出に不足する額を補てんするもの。

《損益計算書》（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：円）

1. 営業収益		3. 営業外収益			
(1) 下水道使用料	2,257,664,913	(1) 受取利息及び配当金	409,474		
(2) 他会計負担金	726,659,073	(2) 他会計負担金	937,449,076		
(3) 他市負担金	13,003,643	(3) 他会計補助金	103,983,296		
(4) 受託事業収益	483,000	(4) 長期前受金戻入	1,120,671,757		
(5) その他営業収益	9,531,700	(5) 雑収益	4,250,445	2,166,764,048	
	3,007,342,329				
2. 営業費用		4. 営業外費用			
(1) 管渠費	187,172,114	(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	596,777,474		
(2) ポンプ場費	86,770,560	(2) 雑支出	56,233,002	653,010,476	1,513,753,572
(3) 流域下水道管理費	93,006,238				
(4) 処理場費	869,978,045				
(5) 水洗化促進費	70,900				
(6) 業務費	130,667,576				
(7) 総係費	164,021,440				
(8) 受託事業費	483,000				
(9) 減価償却費	2,775,393,834				
(10) 資産減耗費	33,261,495				
	4,340,825,202				
営業損失	1,333,482,873	經常利益			180,270,699
		5. 特別利益			
		(1) その他特別利益	61,537,411	61,537,411	
		6. 特別損失			
		(1) 過年度損益修正損	293,576		
		(2) その他特別損失	66,244	359,820	61,177,591
		当年度純利益			241,448,290
		その他未処分利益剰余金変動額			178,727,211
		当年度未処分利益剰余金			420,175,501

《貸借対照表》（平成28年3月31日現在）

（単位：円）

科目	決算額	科目	決算額
資産	77,892,862,526	負債	51,557,938,111
固定資産	75,876,198,705	固定負債	22,618,454,807
有形固定資産	75,599,763,841	企業債	22,534,473,623
土地	9,071,073,694	退職給付引当金	83,981,184
建物	2,334,113,403	流動負債	3,087,831,848
構築物	54,912,476,714	企業債(1年以内に償還予定)	2,384,300,133
機械及び装置	8,541,561,660	未払金	674,458,432
車両運搬具	41,429	賞与引当金	29,068,583
工具器具及び備品	6,224,694	その他流動負債	4,700
建設仮勘定	734,272,247	繰延収益	25,851,651,456
無形固定資産	276,434,864	長期前受金	31,409,797,862
施設利用権	273,512,064	収益化累計額	△ 5,558,146,406
ソフトウェア	2,922,800	資本	26,334,924,415
流動資産	2,016,663,821	資本金	21,355,386,377
現金預金	1,535,421,102	固有資本金	16,439,947,225
未収金	484,664,903	出資金	4,674,023,662
貸倒引当金	△ 53,116,224	組入資本金	241,415,490
前払金	49,694,040	剰余金	4,979,538,038
		資本剰余金	4,445,045,074
		受贈財産評価額	869,001,113
		その他資本剰余金	3,576,043,961
		利益剰余金	534,492,964
		減債積立金	114,317,463
		当年度未処分利益剰余金	420,175,501
資産合計	77,892,862,526	負債・資本合計	77,892,862,526

### 13 周南市上下水道局の組織(共通部門及び下水道部門)

H28.4.1現在

部局	課	担当	事務分掌
上下水道局	総務課	総務担当	(1) 職員の人事及び研修に関すること。 (2) 職員の給与及び厚生に関すること。 (3) 人事管理に関すること。 (4) 法制事務に関すること。 (5) 庁舎に関すること。 (6) 災害対策及び漏水対策に関すること。 (7) 電子計算機の管理運営に関すること。 (8) 公印の管守に関すること。 (9) 局内の調整に関すること。
		契約監理担当	(1) 各種工事等に関する入札及び契約(随意契約は除く。)に関すること。 (2) 物品及び業務委託に関する入札及び契約(随意契約は除く。)に関すること。 (3) 工事等の検査及び検収に関すること。
	財政課	財政担当	(1) 予算及び決算に関すること。 (2) 出納事務に関すること。 (3) 資産に関すること。 (4) 財政計画に関すること。 (5) 経営の総合調整に関すること。 (6) 周南流域下水道に関すること。
	料金課	料金担当	(1) 水道料金及び下水道使用料に関すること。 (2) 漏水、異常水量等の確認に関すること。 (3) メーターの維持管理に関すること。 (4) 徴収事務の委託に関すること。 (5) 加入金及び工事審査手数料の収納に関すること。 (6) 受益者負担金・分担金の収納に関すること。
	下水道工務課	計画担当	(1) 下水道施設の新設、改良事業等の企画、調査、研究に関すること。 (2) 下水道事業の汚水・雨水処理計画及び事業の調整に関すること。 (3) 下水道事業の都市計画上の制限に関すること。 (4) 公共下水道(浄化センター及び中継ポンプ場を除く。)、都市下水路及び集落排水施設の建設並びに改築の計画に関すること。 (5) 下水道事業の統計等に関すること。
		整備担当	(1) 公共下水道(浄化センター及び中継ポンプ場を除く。)、都市下水路及び集落排水施設の建設並びに改築の設計、施工及び監督に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の建設(土木工事)に関すること。
		維持担当	(1) 公共下水道(浄化センター及び中継ポンプ場を除く。)、都市下水路及び集落排水施設の維持管理に関すること。 (2) 下水道台帳の整備に関すること。 (3) 水洗化の普及促進に関すること。 (4) 排水設備指定工事店に関すること。 (5) 排水設備の設置申請の審査、指導及び検査に関すること。 (6) 受益者負担金・分担金の賦課に関すること。 (7) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度に関すること。
	下水道施設課	計画担当	(1) 予算の管理、他機関・他課との連絡調整及び計画に関すること。 (2) その他課の庶務に関すること。
		整備担当	(1) 浄化センター及び汚水中継ポンプ場の建設、営繕工事に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の営繕工事に関すること。 (3) 雨水ポンプ場の建設(機械電気設備)に関すること。
		管理担当	(1) 鹿野浄化センター及び農業集落排水処理施設の運転管理及び維持管理に関すること。 (2) 特定事業場及び除害施設の指導及び検査に関すること。 (3) 浄化センターの水質管理及び汚泥管理に関すること。
		徳山中央浄化センター再構築推進室	(1) 徳山中央浄化センターの再構築に関すること。
		徳山中央浄化センター	(1) 徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。
	徳山東部浄化センター	(1) 徳山東部浄化センターの運転管理及び維持管理に関すること。	
	新南陽浄化センター	(1) 新南陽浄化センター、北部浄化センター及び新南陽汚水中継ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。	

職員数(下水道部門)

事務職	技術職	合計
18人	27人	45人



# 周南市の下水道

2016年（平成28年）版

2016年（平成28年）10月

編集・発行

周南市上下水道局

（〒745-0844 周南市速玉町3番15号）

各課の連絡先（共通部門及び下水道部門）

総務課	総務担当	TEL 0834-22-8613	FAX 0834-22-7013
	契約監理担当	TEL 0834-22-8625	FAX 0834-21-7269
		E-mail:suido-somu@city.shunan.lg.jp	
料金課	料金担当（下水道使用料）	TEL 0834-22-8606	
	料金センター（検針/収納）	TEL 0834-22-8608	
		FAX 0834-22-7002（共通）	
		E-mail:suido-bill@city.shunan.lg.jp	
財政課	財政担当	TEL 0834-22-8605	FAX 0834-22-8636
		E-mail:suido-zai@city.shunan.lg.jp	
下水道工務課	計画担当	TEL 0834-22-8627	
	整備担当	TEL 0834-22-8628	
	維持担当	TEL 0834-22-8630	
		FAX 0834-22-8637（共通）	
		E-mail:gesuikomu@city.shunan.lg.jp	
下水道施設課	計画担当	TEL 0834-26-1509	
	整備担当	TEL 0834-26-1504	
	管理担当	TEL 0834-26-1531	
		FAX 0834-26-1519（共通）	
		E-mail:gesuishise@city.shunan.lg.jp	
		徳山中央浄化センター	TEL 0834-22-8633
	徳山東部浄化センター	TEL 0834-26-1517	FAX 0834-26-1519
	新南陽浄化センター	TEL 0834-61-4312	FAX 0834-62-5401